

中央家畜衛生広報

福島県中央家畜保健衛生所

〒963-6311 石川郡玉川村大字岩法寺字新屋敷114-12

TEL 0247-57-6131 FAX 0247-57-6144

死亡牛搬入専用TEL:090-5844-5300

E-mail kaho.lhs08@pref.fukushima.lg.jp



令和2年8月号

家畜伝染病予防法が改正されました！

令和2年7月1日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が施行されました。改正の概要は以下の通りです。

豚以外の家畜でも改正点があります！

○飼養衛生管理基準の変更

今回の法改正により飼養衛生管理基準の内容が変更されました。この変更は、平成30年9月に26年ぶりに国内発生した豚熱の発生を受けたものです。この改正により、野生動物対策の強化及び家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を図ります。

※豚等の基準については令和2年3月9日に公布済み



大きな改正点

- ✓ **飼養衛生管理のマニュアル作成**（牛等、豚等、鶏等、馬）
海外渡航時の注意点や農場内への不要な物品の持ち込み禁止等、定められた項目を含むマニュアルを作成し、従業員および関係者へ周知徹底。
- ✓ **愛玩動物の飼育禁止**（牛等、豚等、鶏等）
猫等の愛玩動物の衛生管理区域内への持ち込みや、区域内での飼育禁止。
- ✓ **衛生管理区域から退出する人、車両、物品の消毒**（牛等、豚等、鶏等、馬）
今まで実施していた入場時の消毒に加え退出時人も人、車両、物品の消毒を実施。
- ✓ **野生動物対策**（豚等、鶏等）
防護柵（豚のみ）および畜舎以外の飼料倉庫や堆肥舎等に防鳥ネットを設置することにより、野生動物と家畜の接触を防止。
- ✓ **衛生管理区域内の整理整頓および消毒**（牛等、豚等、鶏等、馬）
衛生管理区域内は、野生動物の定着や病原体の残存を防ぐために整理整頓し、定期的な消毒を実施。

施行時期について

豚等：令和2年7月1日、その他の畜種：令和2年10月1日

一部の取り組みについては、猶予期間を経てからの施行となります。

マニュアル作成 豚等：令和3年4月1日 その他の畜種：令和4年2月1日

防護柵および畜舎、堆肥舎等への防鳥ネットの設置 豚等：令和2年11月1日
堆肥舎等への防鳥ネットの設置 鶏等：令和3年10月1日

○飼養衛生管理に係る責任者の選任

家畜所有者以外に従業員を雇用している場合は、衛生管理区域ごとに飼養衛生管理に係る責任者を選任する必要があります。

○家畜の伝染性疾病の名称の変更

家畜伝染病予防法に規定されている家畜伝染病及び届出伝染病の名称の一部について、国際的な名称の使用実態や、伝染病の名称が社会に与える影響が大きいことから変更が行われました。名称が大きく変更された疾病としては、「牛白血病」が「牛伝染性リンパ腫」へ変更となっています。

○家畜の所有者・国・都道府県・市町村・関連事業者の責務の明確化

家畜の所有者は、その飼養している家畜について必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、家畜の飼養に係る衛生管理その他の措置を適切に実施するように努める責務があることが明記されました。

○野生動物における悪性伝染性疾病のまん延防止措置の法への位置づけ

野生動物で悪性伝染性疾病（※）の感染が発見された場合にも、発見された場所等の消毒や当該場所とその他の場所との通行制限、周辺農場等に対する家畜の移動制限、飼料業者・運送業者等関連事業者の倉庫・車両の消毒など、家畜で発生した場合と同等の病原体拡散防止措置が実施できるようになりました。

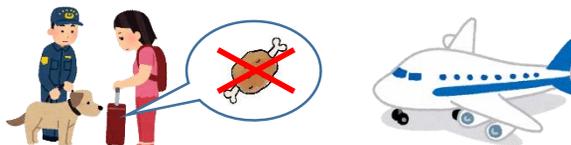
※悪性伝染性疾病とは？

牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザといった、発生した場合に我が国の畜産業に非常に重大な影響を及ぼすと考えられる疾病群のことです。



○予防的殺処分の対象疾病の拡大

予防的殺処分とは、通常の防疫作業のみでは疾病のまん延を防止できない際に、患畜および疑似患畜以外の家畜を殺処分することです。これまでは、口蹄疫でのみ実施することとされていましたが、今回の改正でアフリカ豚熱が追加されました。



○家畜防疫官の権限等の強化

出入国者の携行品中の畜産物（肉・肉製品）の有無を、家畜防疫官が質問・検査できるようになりました。検査の結果、発見された違反畜産物については、家畜防疫官の権限で廃棄することができるようになりました。

また、輸出入検疫に関する罰則が強化されました（次ページの「外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのお願い」もご覧下さい）。

詳しい内容は、農林水産省HPに掲載されています。

夏休みのアフリカ豚熱・口蹄疫対策

世間は新型コロナウイルスの話題で持ちきりですが、近隣諸国では、アフリカ豚熱および口蹄疫の発生が続発しています。人の往来が増加する夏休みを迎えるに当たり、今一度、家畜の飼養環境を確認願います。

①発生地域への渡航の自粛

アフリカ豚熱や口蹄疫の発生地域への渡航は自粛願います。

②衛生管理区域への病原体の持ち込み防止

立入禁止看板等の設置により、必要のない者が衛生管理区域や畜舎に立ち入ったり、不要な物品を持ち込んだりしないようにしましょう。

また、衛生管理区域や畜舎に立ち入る時には、手指消毒及び専用の靴の着用等を徹底しましょう。

③毎日の健康観察、早期発見及び早期通報の徹底

万が一、飼養している家畜に、豚熱やアフリカ豚熱、口蹄疫を疑う症状が見られたときには、速やかに当所に通報して下さい。早期発見、早期通報のため、毎日の健康観察を入念に実施しましょう。

外国からの従業員を受け入れている 農家の皆様へのお願い

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の伝染病が発生している地域（中国、ベトナム等のアジア地域）からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。



国際郵便が届いたら

外国人の従業員の皆様に、母国のご家族等が送ってくる国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことの確認をお願いします。

また、母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように周知いただきますようお願いいたします。

このような動物検疫所の
検査済スタンプはありますか？



スタンプの見本



輸入禁止品の例

罰則が厳しくなりました

令和2年7月1日付けで家畜伝染病予防法が改正され、輸出入検疫に関する罰金が上げられました。*郵便等による輸送による輸入であっても適用されます。

個人：300万円以下、法人5,000万円以下

郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、すみやかに下記の連絡先までお知らせください。

農林水産省 動物検疫所 北海道・東北支所 仙台空港出張所

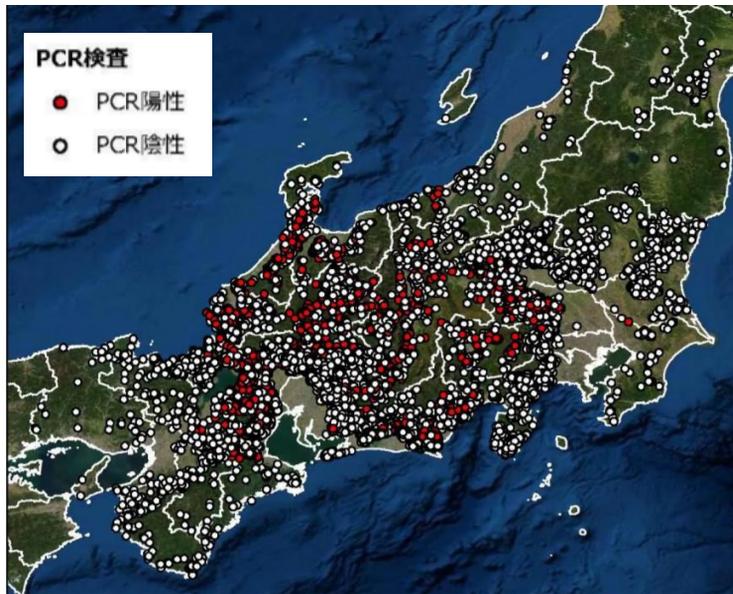
TEL：022-383-2302 FAX：022-382-5805

野生イノシシでCSF（豚熱）拡大

平成30年9月に国内で発生したCSF（豚熱）は、令和2年3月に沖縄県で発生した58例目以降、飼育豚では確認されていません。

一方、野生イノシシでは捕獲の強化や、経口ワクチンの散布等の対策が講じられていますが、感染が拡大しており、隣県の群馬県、新潟県、茨城県でも野生イノシシの感染が確認されています。

本県でも野生イノシシの検査を実施しており、本年7月末時点では感染は確認されていませんが、今後も野生イノシシでのCSF感染拡大に注視していく必要があります。



〈野生イノシシ検査状況（平成30年9月13日以降）〉

茨城県	陽性 1頭、	陰性 704頭	（計 705頭検査）
群馬県	陽性 36頭、	陰性 1,207頭	（計1,243頭検査）
埼玉県	陽性 101頭、	陰性 789頭	（計 890頭検査）
東京都	陽性 1頭、	陰性 98頭	（計 99頭検査）
神奈川県	陽性 1頭、	陰性 366頭	（計 367頭検査）
新潟県	陽性 5頭、	陰性 166頭	（計 171頭検査）
富山県	陽性 72頭、	陰性 256頭	（計 328頭検査）
石川県	陽性 32頭、	陰性 257頭	（計 289頭検査）
福井県	陽性 73頭、	陰性 673頭	（計 746頭検査）
山梨県	陽性 26頭、	陰性 151頭	（計 177頭検査）
長野県	陽性 223頭、	陰性 614頭	（計 837頭検査）
岐阜県	陽性 1,201頭、	陰性 2,428頭	（計3,629頭検査）
静岡県	陽性 204頭、	陰性 1,467頭	（計1,671頭検査）
愛知県	陽性 132頭、	陰性 1,513頭	（計1,645頭検査）
三重県	陽性 149頭、	陰性 1,893頭	（計2,042頭検査）
滋賀県	陽性 199頭、	陰性 626頭	（計 825頭検査）
京都府	陽性 2頭、	陰性 164頭	（計 166頭検査）

※上記17府県以外では1,101頭実施、全て陰性

赤字は隣県（農林水産省HP データより）

農林水産省HPより（令和2年7月10日現在）

家畜人工授精業を適正に実施しましょう

昨今、全国的に和牛の精液および受精卵の不正流出や取り違え等の事案が散見され、問題になっています。

人工授精を実施する家畜人工授精師および獣医師は、家畜改良増殖法に基づき、各種証明書、帳簿等の記載・記録・保管を含め、適切に業務を実施することが求められます。下記の項目について確認の上、業務を実施しましょう。

- ✓ 精液や受精卵に付属する家畜人工授精用精液証明書や家畜体内（体外）受精卵証明書を適切に保管しましょう。
- ✓ 家畜人工授精簿への正確な記録を実施し、適切に保管しましょう。
- ✓ 授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書の適切な公布を行きましょう。

家畜人工授精等を業務として行っている方（他者の飼養する雌畜に注入等を行っている方）は、「家畜人工授精所」の開設が必要になります。

くわしくは家畜保健衛生所(TEL 0247-57-6131)までお問い合わせ下さい。

